

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	欧州地域外交		評価方式	総合	番号	4
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度		22年度要求額	
（ 当 初 ）	1,452,427	1,385,570	1,355,684		1,324,946	
（ 補 正 後 ）	1,452,427	1,385,570	1,355,684			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	1,452,427	1,385,570				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	1,402,693	1,339,808				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	49,734	45,762				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別表②のとおり					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	「施策の必要性」において施策継続の必要性が認められ、かつ「施策の効率性」においても限られた資源の中とられた手段は適切かつ効率的であったと評価されていることから、平成22年度も引き続き効率化に努めるものの、削減の方向で改善すべき点はない。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	平成21年度政策評価においては、首脳・外相等の要人往来や国際会議、地域的な枠組み等種々の機会を捉え、我が国と欧州（各国及び主要機関）との間で活発な対話が行われた結果、国際的な共通課題についての欧州との連携が強化された点が評価された。右評価結果を踏まえ、平成22年度も要人等の往来、G8をはじめとする欧州各国、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国や欧州主要機関及び地域協力機構（V4、GUAM）との間での協議・政策調整を図り、欧州地域外交を拡充強化していくために必要な経費として、対前年度2.27%減の予算要求を行った。特に、欧州との人的、知的、民間交流の維持・促進を拡充・強化することとされたことから、世界政策会議への政府高官の派遣費用、日独交流150周年事業関係費、北方四島医療支援促進事業、日米露有識者会議開催経費を新規案件として要求した。さらに、日・EU協力のための行動計画推進経費、日仏フォーラム、日独フォーラム、北方四島住民支援（患者の受入等）、北方四島医師・看護師等研修事業等を増額要求した。加えて、欧州地域外交の更なる推進に必要な定員（在外11名、本省2名）を要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	欧州地域外交					番号	4		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	外務本省	地域別外交費	欧州地域外交に必要な経費	905,567	864,442	▲ 39,041
	A	2	一般	在外公館	地域別外交費	欧州地域外交に必要な経費	450,117	460,504	
	A	3							
	A	4							
	小計						1,355,684	1,324,946	▲ 39,041
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	
	C	2					<	>	
	C	3					<	>	
	C	4					<	>	
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	
	D	2					<	>	
	D	3					<	>	
	D	4					<	>	
	小計								
合計						1,355,684	1,324,946	▲ 39,041	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		欧州地域外交				番号	4		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） (B)+ (C)-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
日露フォーラム開催経費	A	1	3,896	0	▲ 3,896	▲ 3,896	0	▲ 3,896	3年度に亘り諸般の事情により、同フォーラムの開催に至らず、予算執行が見送られたため。
北方四島住民支援（人道支援物資供与）（北方領土対策事業費補助金）	A	1	35,145	0	▲ 35,145	▲ 35,145	0	▲ 35,145	北方四島住民側のニーズを踏まえ、北方四島住民支援の人道支援物資供与については、来年度以降は取りやめることとし、新規事業を立ち上げることとなったため、削減を行った。
合計						▲ 39,041		▲ 39,041	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省欧州局

政策名	欧州地域外交 (政策評価書[施策レベル評価版] 133 頁)	4
政策の概要	国際社会における責任を共有する EU 等欧州主要機関との関係強化及び欧州各国、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること。次の具体的施策より構成される。 I-4-1 欧州地域との総合的な関係強化 I-4-2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 I-4-3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 I-4-4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	
政策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	【評価結果の概要】 【総合的評価】 I-4 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ I-4-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ I-4-2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ I-4-3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆ I-4-4 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆ 【必要性】 <u>1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について</u> 我が国と欧州地域とは、自由、民主主義、人権、法の支配、市場経済といった基本的価値と国際社会における責任を共有しており、経済・金融危機や気候変動等、共通の課題に直面している。このような欧州（各国及び主要機関）と様々なレベルでの幅広い分野における重層的な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築に向け、総合的な関係強化を図ることが不可欠である。 <u>2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について</u> (1) P5（国連常任理事国の五か国）、G8 のメンバーである英国、フランス、G8 のメンバーであるドイツ、イタリアは、国際社会に対する大きな影響力を背景に国際的課題の解決に向けて積極的な外交を展開している。また、EU 加盟国をはじめとする欧州諸国は、我が国にとって基本的価値及び国際社会における責任を広く共有するパートナーである。我が国が、国際社会の平和と繁栄、またグローバルな課題の解決に貢献するためには、これらの諸国と緊密な二国間関係を構築し、国際場裡においてさらなる協力を行うことが不可欠である。 (2) 我が国は、「自由と繁栄の弧」という考えの下、自由、市場経済、人権の尊重などを基本的な価値とする若い民主主義諸国の努力を積極的に支援する旨表明しており、この観点から、民主化、市場経済化を進めている西バルカン諸国、旧ソ連欧州地域との協力を促進する必要がある。 <u>3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について</u> 日露関係は、平成15年1月の小泉総理（当時）の訪露の際に採択された「日露行動計画」に沿って貿易経済分野、国際舞台における協力等の幅広い分野で着実に進展してきているものの、その潜在力に比べ未だ十分な水準に達しているとは言えず、また、北方領土問題についても未だ解決に至っていない。 戦後60年にわたり未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、真の信頼関係に立った日露関係を構築することは、日露関係を飛躍的に発展させるために不可欠であるだけ	

でなく、アジア太平洋地域全体の安定と繁栄のためにも極めて重要である。

平和条約交渉を精力的に進めると同時に、両国関係を高い次元に引き上げるべく、幅広い分野での日露協力を発展させることが日露双方の利益に合致する。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

中央アジア・コーカサス地域は、アジアと欧州、ロシアと中東（イラン、アフガニスタン等）を結ぶ東西南北の交通の要衝として地政学上重要な位置を占めており、また、豊富なエネルギー資源を擁していることから、この地域における安定と繁栄は、我が国のみならず、国際社会にとっても重要な関心事項となっている。したがって、我が国としてもこの地域の安定と繁栄を支援する必要がある、また、我が国のエネルギー資源安全保障の観点からもこの地域各国との良好な関係は不可欠である。

【効率性】

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

限られた資源の中で、欧州地域との多方面にわたる協力、協議、交流を順調に進めることができ、施策の目標の達成に向けて相当な進展が認められることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進について

限られた資源の中、省内の関係各課や関係団体（周年事業や要人等訪日時）と密接に協力するなど、効率的に事業を行い、関係国との関係強化及び共通課題に関する協力関係の維持・促進が進められたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

厳しい外部要因、限られた予算・人的投入資源等の種々の制約の中で、幅広い分野での日露関係の進展を更に進めることができた。

特に、平和条約問題については、厳しい外部要因にもかかわらず、5回の首脳会談、2回の外相会談実施等を含め、時宜を捉えた活発な政治対話を行った結果、平成 21 年2月に行われたサハリンでの日露首脳会談において、両首脳は、この問題を我々の世代で解決すること、そして、これまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき、メドヴェージェフ大統領が指示を出した、「新たな、独創的で、型にはまらないアプローチ」の下で、四島の帰属の問題の最終的な解決につながるよう作業を加速すべく、追加的な指示を出すことで一致するに至った。また、領土問題解決に向けた環境整備については、限られた予算及び人的資源の中で、北方領土返還要求運動団体や地方公共団体等と密接に協力・連携し、多くの事業を成功裡に実施した。さらに、貿易経済分野における協力の推進に関しても、経済班員はわずか7名という限られた人的投入資源の中で、他省庁、地方公共団体、民間企業等を積極的に巻き込みながら種々の事業を実施し、日露間の貿易高を 300 億ドルという過去最高の水準に導いた。世界的な経済金融危機を受けてロシア政府による保護主義的な動きが見られる中、さらに経済界と積極的に協力し、ロシア政府への働きかけを行い、また、新たな日本企業の進出を達成している。以上にかんがみれば、目標の達成のためとられた手段は適切かつ効率的であったと言える。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

平成 20 年度は、「中央アジア＋日本」対話での枠組みの協力が推進された他、国家元首等の訪日（カザフスタン大統領及びグルジア外相）の際に首脳会談、外相会談を含む各種要人会談が活発に展開され、ウズベキスタンとの投資協定、カザフスタンとの租税条約を 1 年あまりの交渉でまとめ上げた。このように、人的及び予算的制約が大きい中、他省庁・独立行政法人や民間企業、有識者等とも連携しながら種々の事業を実施するなど、取られた手段は適切かつ効率的であった。

【有効性】

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

- (1) 欧州地域との政治面での対話を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。
- (2) 欧州地域との具体的な協力を継続・促進することは、国際社会における責任を共有する欧州との連携を強化し、我が国の優先課題を国際社会において実現する上で高い意義を有する。
- (3) 租税条約、社会保障協定は、日欧間の投資交流を促進する法的枠組みであり、我が国の繁栄をもたらす上で重要である。また、刑事共助条約は、国際社会の中での犯罪対策を強化する上で重要である。
- (4) 欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築する上で有効であり、同時に、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であることから、将来の日欧関係発展のために不可欠である。
- (5) 欧州地域との草の根交流を欧州青年招聘と高校生交流等を通じて実施することは、草の根レベルでの相互理解の深化、共通認識の醸成が期待されるとともに、将来を担う若者との人的ネットワーク構築に資する。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

欧州諸国との間で二国間関係を一層強化し、共通の課題に対する協力関係の継続・促進のためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、国際社会の共通課題に関する協議・政策調整を行い、また、政府に留まらず、有識者、経済人、一般国民の草の根レベルも含め、人的、知的交流、民間交流の維持・促進を行うことが有効である。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

日露関係を進展させるためには、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に平和条約交渉を行っていくとともに、日露関係を高い次元に引き上げるべく、幅広い分野で日露関係を発展させていくことが重要である。

このためには、「日露行動計画」の6つの重要な柱である、(1) 政治対話の深化、(2) 平和条約交渉、(3) 国際舞台での協力、(4) 貿易経済分野における協力、(5) 防衛・治安分野における協力、(6) 文化・国民間交流の進展、の各分野で着実に協力を進めることが有効である。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

(1) 我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解を深め、友好関係をさらに強固なものとするためには、首脳レベルを含めた種々のレベルでの政治対話、政務協議、様々なスキームを活用した人的交流等を活発に展開することが不可欠である。

(2) 我が国と中央アジア諸国との協力関係を深め、中央アジア地域協力を促進するためには、「中央アジア＋日本」対話「行動計画」に謳われた地域内協力(テロ・麻薬対策、貧困削減、保健医療、環境保護、防災等)、ビジネス振興、知的対話、文化・人的交流等を着実に実施するとともに、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話を実施することが効果的である。

【反映の方向性】

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

気候変動、安全保障等に関する欧州地域との政治面での対話を拡充強化し、具体的な協力を進展させる。条約・協定交渉を継続実施し、知的交流及び(草の根レベルを含む) 人的交流を見直し・改善する。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

引き続き、我が国と西欧及び中・東欧諸国が直面する共通の諸課題について、二国間関係及び国際場裡における緊密な連携を一層強化すべく努める。

3.「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

引き続き、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に交渉を継続していくとともに、日露関係を高い次元に引き上げるべく、「日露行動計画」の着実な実施を通じ幅広い分野で日露関係を発展させていく。

4.「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

「中央アジア＋日本」対話「行動計画」を着実に実施し、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話を実施することで、中央アジア地域との協力を促進し、また、様々なスキーム・機会を活用して中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係をさらに強化する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

〔目標〕 統合の深化と拡大を続ける EU との関係強化及び欧州各国、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1.「欧州地域との総合的な関係強化」について

(1) 日・EU 関係においては、平成 20 年4月の第 17 回定期首脳協議で、日・EU の戦略的パートナーシップを一層強化し、2013 年以降の気候変動の実効的枠組み構築に向けての協力継続の確認など、大きな成果を得た。また、日・EU 政務局長協議等の様々なレベルでの対話が活発に行われたほか、タジキスタンの国境管理能力強化の研修事業を EU と共同で実施した。

(2) 安全保障分野においては、平成 20 年4月の NATO 首脳会合の一環として開催されたアフガニスタン会合への出席等を通じた NATO との政策対話、NATO・PRT(地方復興チーム)との連携、OSCE によるアフガニスタンと中央アジア諸国との国境管理プロジェクトへの協力など、NATO、OSCE との間で特にアフガニスタン復興支援において当初の想定以上に進展があった。

(3) 法的枠組みについては、平成 20 年9月にスペインとの間で、11 月にイタリアとの間で、社会保障協定に署名した。

(4) 知的交流・草の根交流は、平成 20 年 12 月の環境技術をテーマとする日・EU 共同シンポジウムの開催や 115 名の欧州青少年招へい等により促進された。

2.「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

首脳・外相等の要人往来や国際会議、地域的な枠組み、首脳・閣僚間の電話会談等種々の機会を捉え、我が国と欧州諸国との間で活発な対話が行われた。特に、北海道洞爺湖サミットやその他関連会合では、英国、フランス、ドイツ、イタリアをはじめとする欧州諸国の首相・外相等と気候変動、世界経済等、国際社会が直面している喫緊の諸課題への対応について協議した。また、「自由と繁栄の弧」という考えの下、市場経済、民主主義への志向とその一層の定着・発展を目指す諸国の努力を支援し、繁栄の道を共に歩みたいという決意を実現するため、これら諸国との協力の推進や V4 や GUAM といった欧州の地域的な枠組みとの協議を活発化させた。

さらに、英国、フランス及びオランダとの外交関係開設 150 周年記念の周年事業やオーストリア・ハンガリー・ブルガリア・ルーマニアとの間での「日本・ドナウ交流年 2009」関連行事を通じて、政・官・民様々なレベルでの交流が一層促進された。

このような欧州諸国との対話・交流の活性化を通じて、各国との連携が強化され、当初想定していた以上の成果が得られた。

3.「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

5 回の首脳会談、外相の相互訪問など政治対話を進めた他、3 回の日露戦略対話を実施する等、様々な機会・レベルを通じて精力的に交渉を行った。特に、平成 20 年 11 月の APEC の際の日露首

脳会談以降、アジア太平洋地域における双方の具体的な関心事項（日本側においては領土問題、ロシア側においては極東・東シベリア地域を中心とした経済・実務分野の協力）の実現に向け、具体的な作業に着手している。

平和条約交渉については、首脳レベルで率直な議論が重ねて行われてきている。平成 21 年 2 月のサハリンでの首脳会談において、麻生総理はメドヴェージェフ大統領に対し、北方四島の帰属の問題の最終的解決に向けたロシア側の取組の姿勢を強く問いかけており、今後のロシア側の対応に注目しているところである。また、経済面では、平成 20 年における日露間の貿易高は約 300 億ドルに達し、5 年連続で過去最高を記録した。また、「極東・東シベリア地域における日露間協力強化に関するイニシアティブ」のフォローアップを中心に、極東・東シベリア地域における日露間の互恵的な協力を推進した。

その他、国際舞台における日露協力として、様々な分野で両国外務省間の協議が実施されたことに加え、防衛・治安分野における協力や、人的・文化的交流も着実に進展した。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

国家元首等の訪日（ナザルバエフ・カザフスタン大統領、ヴァシヤッツェ・グルジア外相）、ウズベキスタンとの投資協定及びカザフスタンとの租税条約の署名、「中央アジア＋日本」第 4 回高級実務者会合の実施、様々なレベルでの政治対話、人的交流、政策協議、経済協力等を通じ、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が深まり、着実な進展があったと評価できる。また、平成 20 年 8 月に南オセチアを巡りロシアとの間で大規模な紛争に発展したグルジアに対しては、同紛争の領土保全の原則に基づいた平和的解決を一貫して支持しつつ、復興支援を着実に進め、このような我が国の施策につき同国より高い評価を得た。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第 171 回国会 施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	「ロシアとは、アジア太平洋地域における重要なパートナーとしての関係を構築するため、領土問題の最終的解決に向けた交渉を進めるとともに、幅広い分野での関係を進展させます。」 「私が「自由と繁栄の弧」という言葉で表現したように、自由、市場経済、人権の尊重などを基本的な価値とする若い民主主義諸国の努力を、積極的に支援します。」
	ダボス会議における 麻生総理大臣特別 講演	平成 21 年 1 月 31 日	「自由と繁栄の弧」について言及。
	第 171 回国会 外交演説	平成 21 年 1 月 28 日	「重要な隣国であるロシアとは、昨年 11 月に行われた日露首脳会談の結果を踏まえ、アジア太平洋地域における重要なパートナーとしての関係を構築するため、外相レベルを含めて北方領土問題の最終的解決に向けて強い意思を持って交渉を進めます。また、極東・東シベリア地域での協力を含め、幅広い分野での協力を進展させます。」 「基本的価値を共有する欧州諸国や欧州連合 (EU)、北大西洋条約機構 (NATO) などとの連携を強化してまいります。また、バルト諸国や、中・東欧、中央アジア・コーカサス、南アジアといった民主化と市場経済化を進める国々との対話や協力に引き続き取り組んでまいります。」

